破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６７号
新潟市東区物見山４丁目４番12号
債務者　株式会社越佐防災設備
代表者代表取締役　大西　啓太
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２１号
山口県周南市川端町１丁目４番地の２
債務者　岡崎　高志
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村友次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年７月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第７号
岩手県上閉伊郡大槌町桜木町16番11号　桜木荘12号室、住民票上の従前の住所埼玉県加須市馬内1524番地５、登記簿上の住所埼玉県加須市東栄２丁目11番32号
債務者　足立　孝夫
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大沼　宗範
4　破産債権の届出期間　平成26年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
岡山県倉敷市玉島黒崎4358番地
債務者　中藤　正浩
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藥師寺隆史
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岩手県大船渡市末崎町字高清水73番地３
債務者　細川　輝勝
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川見　哲一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第８号
秋田県大館市柄沢字稲荷山下249番地２　キャロット201号、前住所秋田県北秋田市桂瀬字下羽貫谷地37番地
債務者　白澤　慶治
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　栄一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１３号
岡山市東区西大寺上２丁目６番67号
債務者　髙山　創市
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９号
岡山市北区大元１丁目１番31号エルヴェ大元602、旧住所岡山市東区古都南方2515番地25
債務者　中村　史子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２号
徳島県阿波市市場町香美字原田85番地17　香美愛日ハイツ１Ｋ103号、旧住所徳島県吉野川市山川町湯立246番地１
債務者　尾形　啓二
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　恭臣
4　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
青森県東津軽郡平内町大字松野木字家岸５番地
債務者　八戸津恵子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
青森市大字大野字若宮117番地２　２号
債務者　飯田　繁藏
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
青森市大字大野字若宮117番地２　２号
債務者　飯田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
青森市旭町３丁目９番10号
債務者　飯田　拓路
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係